

令和7年度 事業報告

会長 廣 瀬 成 隆

我が国は人口が減少し、少子高齢化に伴う単身世帯の増加、格差社会、デジタル社会となり、これらの問題に起因する課題について司法書士の使命を果たすため様々な取り組みを行いました。

愛知県司法書士会は、少子高齢化社会に対応するため豊明市との間で8月20日に「身寄りのない方の支援に関する協定」を締結し、豊田市との間で12月22日に「地域共生社会の実現に向けた重層的支援の推進に関する協定」を締結しました。

空き家対策に関する取り組みとしては、愛知県司法書士会と地方自治体との間で、①9月25日「飛島村における空き家等対策に関する協定」、②10月7日「瀬戸市における空家等対策の推進に関する協定」、③3月13日「長久手市における空家等対策に関する協定」を締結しました。

10月4日に「社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 法人化50周年記念大会」が開催され、権利擁護事業等の基盤づくりに貢献した団体で、今後も更なる連携強化を期待したい団体として愛知県司法書士会が豊田市社会福祉協議会から顕彰状を授与されました。

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化され、令和9年4月1日から相続登記申請の懈怠による過料の制裁が始まることなどから、12月6日に愛知県司法書士会・日本赤十字社愛知県支部・名古屋法務局主催で「あなたの思いをつなぐ、相続・遺言セミナーと遺言相続の相談会、遺言書作成体験会」を当会会館において開催し、118名の参加者がありました。

また、2月22日に愛知県司法書士会主催、名古屋法務局・名古屋市共催の相続登記促進イベント「相続トークングライブ2026 準備は早めに！『もしも』に備える相続登記対策」を鯉城ホールで開催し、参加者520名、同会場で開催をした相談会では23組の相談があり、盛況のうちに終わることができました。

令和8年5月21日から民事訴訟手続が全面的にデジタル化され、訴訟代理人はオンラインによる申立て等が義務化となり、司法書士もその対象となります。これに対応するため、2月4日に「民事訴訟のデジタル化に関するフェーズ3及びm i n t s説明会」を開催しました。

司法書士執務において犯罪収益移転防止法が重要な位置づけになっていることから、末光祐一司法書士を講師にお招きし、9月20日に「犯罪収益移転防止法の大改正と司法書士の業務」の研修会を実施いたしました。

格差などの社会問題に対応するため賃貸住宅トラブル電話相談会、ゲートキーパー養成講座などを開催しました。

人権擁護活動として5月17日に「名古屋レインボープライド・パレード」に参加しました。令和7年度も法教育事業として小学5年生とその保護者を対象とした親子法律教室「法律のない村」を開催し、32組の参加で活気がある親子法律教室でした。

現在、名城大学において寄附講座を行っていますが、令和7年度司法書士試験合格者の平均年齢が42.05歳となっており、若年層に対してさらに司法書士制度、司法書士業務等の周知を図るための施策を検討しました。

日本司法書士会連合会が日本司法書士会連合会会費・登録等手数料の値上げなどを検討していることについては、愛知県司法書士会の現在の財務状況を確認するとともに、将来の財務状況について検討しました。

日本司法書士会連合会は、令和7年12月18日、令和7年12月19日の理事会において平成20年8月に定めた「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」を廃止し、新たに「依頼者等の本人確認等に関する規程基準」（以下「本人確認等に関する規程基準」という。）を制定することを承認しました。

これまでの規程基準は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）に基づく本人確認義務等にも対応し得ることを念頭において策定されていましたが、犯収法の改正等もあり、犯収法に基づく本人確認については、この際、犯収法に委ね、新たな本人確認等に関する規程基準では、司法書士の職責に基づく本人確認等について定められました。

この職責に基づく本人確認においては、リスクベース・アプローチの考え方に基づくことが重要とされ、司法書士の職責に基づく本人確認・意思確認は、個別の事案に応じてリスクを特定・評価した上で最も適切であると認められる方法によることが求められるという観点から新たに本人確認等に関する規程基準が制定されました。

日司連が、このように新たな本人確認等に関する規程基準を制定したことに伴い、愛知県司法書士会の現行の依頼者等の本人確認等に関する規程の改正について検討をしました。

その他の各事業の詳細については、各部所ごとの報告に譲ります。会員皆様のご支援・ご協力をいただき、各事業が実施できました。会員の皆様に厚く御礼を申し上げます。今後も、一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

令和7年度 総務部事業報告

総務部長 堀 田 泰 司

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は10件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は7件）あり、量定意見（会則第109条の2）は10件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は1件、会長指導（会則第105条）は38件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は0件でした。

会員に対する苦情は、副会長が対応しました。苦情申立件数は41件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」を、2回実施しました（令和7年9月21日、令和8年3月21日）。

2. 情報の公開

ホームページ及びメールで、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。会報の総務部トピックス欄を使って会員への注意喚起を行いました。

3. 非司法書士対策

非司法書士の調査（司法書士法施行規則第41条の2）を、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て県内全庁で実施し、調査を行いました。

非司法書士による司法書士法違反行為を調査しました。

4. 諸規定の見直し

会則を一部改正しました。

注意勧告運用規則の一部、綱紀調査委員会規則の一部、懲戒処分の量定意見に関する規則の一部を改正しました。

債務整理事件の処理に関する規則を制定しました。

債務整理事件の処理に関する規則の運用指針を制定しました。

みなし退会手続き運用規程の一部を改正しました。

依頼者等の本人確認等に関する規程の一部改正の検討、準備を行いました。

5. 新入会員の養成

令和5年度に新入会員養成委員会を創設しましたが、その目的は、新入会員を養成する事にあります。新入会員にとって今後の司法書士人生を送る上で有意義な経験や情報を得られる機会を提供し、司法書士として研鑽を積んでいただく事は元より、「合格同期」とは異なる「入会同期」のメンバーとの連帯感や親近感を令和会会員同士で深めてもらうよう「令和会」という集まりを年間で5回開催しております。

6. 愛知県司法書士会の会史編纂

愛知県司法書士会には会史と呼べるものはありません。会の歴史を後世に残すことは非常に重要であると考え、会史編纂委員会を創設し、会史編纂作業にとりかかりました。

7. 福利厚生

ソフトボール大会を、令和7年11月8日開催しました。

ゴルフ大会を、令和8年3月20日支部長会と共催しました。

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

8. その他

司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は2件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

令和7年度 経理部事業報告

経理部長 青木 康人

1. 全般

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）経理並びに会計書類の点検・決裁を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう、各回の理事会へ収支計算書を提出しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 令和7年度の決算書類の作成

令和7年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 各支部の経理について

各支部の経理について情報共有を図り、支部長会を通じて支部収支決算書および支部収支予算書（案）の勘定科目の検討ならびに支部の経理事務について検討しました。

5. 令和8年度の予算書（案）の作成

令和8年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

令和7年度 企画部事業報告

企画部長 長 濱 勤

令和7年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

司法書士は、従来からの登記業務、裁判業務に加え、その専門的知見を活かした遺産承継等の財産管理業務や企業・事業者への法務サポートなど様々な業務を行っており、市民から求められる業務も多岐に亘ります。

企画部は、業務の改善に関する企画、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究を行っています。今年度も各委員会において、オープン委員会の開催、会員向け研修会への講師派遣、あるいは会員専用ホームページに資料等を掲載する方法で活動の成果を出しました。

司法書士には、国家資格者として市民へ様々な制度を伝える役割もあります。新年度も法令規則の改正が相次ぐものと予想され、市民に向けての情報提供が必要となる場面も増加しますので、他部所と協力して取り組んでいきたいと考えています。

2. 調査・研究活動等

(1) 委員会活動

今年度も、各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。一部の委員会では法令規則の改正対応のため、会員研修への講師派遣、オープン委員会を開催しました。

なお、各委員会の詳細な活動報告は、会員専用ホームページに掲載しております。

(2) 法務局との協議

名古屋法務局との法司研究会を行い、企画部通信あるいは会員専用ホームページへの掲載の方法で会員への周知を図りました。

(3) 弁護士会、土地家屋調査士会との共同研究

今年度は、弁護士会、土地家屋調査士会、当会とで5回にわたり共同研究会を行いました。

筆界確定（境界画定）訴訟と登記手続など、三士業が絡むテーマについて意見を交わしました。

3. 組織・運営

(1) 研究内容の検討

主に委員が日常の業務において疑問を抱いたり、細かな検討や整理が必要と思われる分野について、企画部の6つの委員会で研究を行いました。

定期的で開催する企画部会において、各委員会の研究の進捗具合の報告と情報交換を行い、それぞれがより充実した研究を行えるよう努めました。

(2) 法令規則の改正への対応

近年、業務に関する法令規則の改正が続いていることから、会員の皆様へできる限り速やかにお知らせするよう努めました。令和8年度も法令規則の改正については、速やかに情報提供できるよう引き続き注力します。

(3) 図書室の整備

例年どおり、必要な図書を購入し、蔵書の充実を図りました。また、委員会の研究に際して購入した書籍を図書館に備え置いています。

(4) その他

会議の開催方法として、会館に集まる集合形式、Web会議形式、二つを組み合わせたハイブリット形式を必要に応じて選択し、各委員の移動にかかる負担を軽減し、遠方の会員も会議に参加しやすい環境を整えました。次年度も、各委員会の状況や委員の意見を取り入れながら委員会運営を行いたいと考えます。

令和7年度 広報部事業報告

広報部長 早野 公輔

広報部は、愛知県司法書士会（以下「本会」という。）が行う対外的な事業（各種相談会やセミナー、総合相談センター等）を広く市民へ周知させるための広報活動及び社会に対する司法書士制度の広報活動を担ってまいりました。また、会員の業務に資するための情報提供及び本会の事業の報告等を行い、本会と会員とのつながりの強化及び会員同士が交流を持つことができるよう会報を発行してまいりました。

司法書士制度の利用者である市民に向けては、本会が行う公益事業を分かりやすく効果的に届けることを意識し、関連する他部所と連携して新聞・テレビ・自治体広報・チラシなどの従来の広告媒体の他に本年度より運用を開始したSNSも活用し、広報活動を行ってまいりました。

1. 相続登記の促進に向けての広報

毎月1本のペースでYouTube動画を配信し、相続にまつわる制度や役に立つ情報を分かりやすく市民に向けて発信してまいりました。動画の内容にもよりますが少しずつアクセス数も増えてきています。今後も取り上げるテーマを充実させ、市民にとって情報収集の重要なツールとなるよう取り組んでまいります。また、SNSとも連動させることで、市民からアクセスしやすい環境づくりにも取り組んでまいります。

2. 司法書士会事業のマスコミへの広報

司法書士会の各事業の案内、対外的PRについては、電話・FAX・メール等により各報道機関に配信したうえで、必要に応じて直接新聞社やテレビ局などへ事業の趣旨説明や案内を行いました。

3. 大学生向け制度広報

昨年に引き続き、名城大学にて「司法書士と民事法～法律実務の現場から」を科目名として、「民法」、「民法と不動産登記」、「会社法」、「会社法と商業登記」、「民事裁判の手続き」、「成年後見制度」、「相続に関する法律問題」、「空家、所有者不明土地問題をはじめとする昨今の民事改正法と実務」をテーマとした講義を行いました。この寄附講座を通じて学生に対して司法書士の仕事やその魅力を伝えることで、職業としての司法書士に興味関心を持ってもらえるよう取り組ん

でまいりました。

4. 会報の発行

通常号を奇数月に計6回及び日司連総会特集号を予定どおり発行しました。会員の皆さんの実務に役立つ情報の提供及び会員同士が交流を図れるような会報となるよう記事づくりをしてまいりました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員の皆さんのご協力により、10月1日の「法の日」と2月の「相続登記はお済ですか月間」に際し、中日新聞に名刺広告を掲載しました。

6. 公式キャラクター関連

令和6年度に制作した公式キャラクターについて商標登録を申請し登録が完了しました。キャラクター名については諸般の事情により「しほっぴー」と名前を変え現在商標登録を申請していません。

キャラクターを使用したグッズとして缶バッジを作成し各種イベントで配布しました。大変ご好評をいただいております。また、キャラクターを活用したキャリア教育向けのポスターを制作しました。

7. ホームページ等

各種相談会やイベント等の開催告知の情報発信を行いました。本年度からはSNSとも連動させてより多くの市民がアクセスできるよう取り組んでまいりました。SNSについては十分に活用できたとはいえませんが、今後は市民からのアクセスの増加につながる活用ができるよう取り組んでまいります。

相続情報発信サイト「相続のカタチ」については、相続に関する情報収集の重要なツールとして市民からのアクセスが継続するようコンテンツの充実に努めてまいりました。

8. 他部所・他団体との連携事業及び対外的交流活動

- ①令和7年10月、名古屋法務局が発出する「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」についての通知に、相談窓口の案内チラシを同封しました。

- ②令和8年1月、名古屋自由業団体連絡協議会が主催する「生活お困りごと無料相談会」にて、社会事業部と連携して相談会を実施しました。
- ③名古屋自由業団体連絡協議会の定例会へ出席し事業の企画検討を行いました。
- ④名古屋自由業団体連絡協議会の「大学生のための資格業ガイダンス（名古屋大学、名城大学、愛知大学、愛知学院大学）」、「自由業交流フォーラム」、「フレッシュマンフォーラム」、「生活お困りごと無料相談会」を開催しました。

令和7年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 池田 和 憲

1. 相談体制の整備・強化

- (1) 令和6年4月に相続登記義務化が開始されたことにより、相続関連の相談が増加しています。そこで、総合相談センターをはじめとする相談体制を見直しを検討し、本年1月から夜間Web相談を試験導入することで、これまで相談できなかった層へのアプローチを行いました。
- (2) 令和6年度から実施している「名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所」では、愛知県内6か所（本局・春日井・津島・一宮・半田・刈谷）の法務局において、登記相談を実施しました。
- (3) 令和8年3月1日、「LINE相続相談会」を実施し、昨年度と同様に生成AIを活用して相談を受けました。従来の対面、電話、Webに続く新たな相談方法として毎年試行錯誤を繰り返しながらですが、相談者の全員から「相談しやすかった」「分かりやすかった」とのアンケート回答を得ることができました。時代に合わせた相談方法として十分な結果を得ることができました。
- (4) 当会・日本赤十字社愛知支部・名古屋法務局を主催として開催した「遺言・相続セミナー&相談会・体験会」では、セミナー・相談会・体験会ともに予約件数が定員を上回る申し込みがあり、多くの方に司法書士が相続の専門家であることを周知することができました。
- (5) 本年4月1日には住所等変更登記の義務化、さらには、令和9年には相続登記義務化に伴う過料の適用が開始されます。このような状況下において、司法書士制度を守り、また、市民がアクセスしやすい多様な相談体制を整えられたことは、一定の成果があったと考えております。

2. 民事事件への対応

- (1) 民事事件への関与率が低下しているなか、「賃貸住宅トラブル無料電話相談」をはじめとした相談において、事件を受任できる司法書士の増加を図りました。本相談会は、令和7年10月から令和8年3月末まで毎週水曜の18時から20時に実施し、合計118件の相談を受けました。司法書士へ配てん（会員に紹介・受任）した比率は10%を超え、多くの事案で実際に会員が事件処理を行いました。その一方で、調停センターへ配てんした事案においては、申立てに至ることはありませんでした。

- (2) ギャンブル等依存症に対する問題に対し、行政機関と連携し取り組みました。愛知県精神保健福祉センターとは、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム（ART-G）に参加し、依存症に対する知識を深めるとともに、依存症当事者に対する債務整理の勉強会の開催しました。また相談会を実施することで、依存症当事者及びその家族を支援しました。
- (3) 経済的困窮者の一助となるよう、「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」に参加し、数多くの相談を受けました。また、生活保護申請の同行支援等を行った司法書士への助成制度を設け、助成を行いました。
- (4) 法テラスの利用促進を図るため、登録後5年以内の若手会員に向けて契約お願いの文書を送付しました。また、法テラスのセンター相談員との意見交換会を実施し、相談における問題点、改善点を共有しました。
- (5) 今年度初めての試みとして、法テラス体験1日研修を実施しました。法テラス愛知の現地に赴き、実際の相談を見学し、法テラスの歴史や司法書士との関わりの経緯を学びました。

3. 権利擁護

- (1) 誰もが人らしく生きていくことができる社会の実現を目指し、名古屋レインボープライド2025に相談ブースを出展し、セクシュアル・マイノリティの方々が抱える法的問題の解決に向けて取り組みました。
- (2) 愛知県及び名古屋市から委託を受け、多重債務問題等の法律問題に関する専門家としてゲートキーパーとなることを目的として研修会を実施しました。令和7年の自殺者数は、昭和53年以降初めて2万人を下回りましたが、依然として高い自殺率であることは間違いありません。こういった状況を踏まえ、生活困窮者自立支援法や多重債務問題といった自死のハイリスク者層が多い業務の研修と併せて、臨床心理士による自死のハイリスク者層に対する対応方法を学びました。

4. 若年成人への対応・法教育

- (1) 令和8年8月の夏休み中に、「ルールは、すべての人が幸せに暮らすためにある」ということをテーマに、子どもたちにルールや法律の大切さを学ぶきっかけとして、親子法律教室を開催しました。
- (2) 高校生及び専門学校生を対象に消費者教育出張講座を開催し、児童養護施設で生活する子どもたちを対象に同出張講座を開催し、寸劇を交えて分かりやすく消費者被害を防止する活動を行いました。

令和7年度 研修所事業報告

研修所長 丹羽 こそえ

研修所では、会員が司法書士としての使命及び職責を全うするため、司法書士としての倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として、以下のとおり研修の企画及び運営等の事業を行いました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌しました。さらに一般集合研修を担当する「会員研修」内に、グループディスカッション研修を担当する「会員研修（実践ゼミナール）」（以下「実践ゼミナール」という。）を置きました。実践ゼミナールは、※印の所員が兼任し担当しました。

会員研修担当	副所長	信田泰佑（熱田・海部）※	
	所員	浅井健司（名古屋中央）※	正村悠記（名古屋東）
		野田啓紀（名古屋中央）※	原 佑太（名古屋中央）※
		上村 汀（名古屋東）	
新人研修担当	副所長	田川丈史（春日井）※	
	所員	尾澤辰弥（西三河）	牧野 就（西三河）
		水野智之（名古屋中央）※	宮崎 聡（名古屋中央）※
		北山海威（名古屋中央）※	鈴木美沙子（西三河）※

2. 会員研修

(1) 単位制研修

①研修の企画及び開催

会員意識の動向に対する柔軟な対応を念頭に置きつつ、10回の集合研修及び2回のグループディスカッション研修を開催しました。後見業務に関する研修については、例年同様、リーガルサポート愛知支部との共催により開催しました。

このほか、連合会主催研修会のWeb配信による受信会場を3回設けました。

②研修受講機会の確保

集合研修については、今年度も会場での受講とWeb配信（Zoomウェビナー）による受講を併用する方式で開催しました。また、県内一部の支部において、支部研修としてWeb配信受信会場が設置されました。

収録可能な研修会については、適宜本会ホームページに掲載し、講義の収録DVDを各支部に送付して支部研修等での利用促進を図りました。

また、単位取得状況の個別発送、隔月発行の会報誌面、速報告知等を通じて、本会ホームペ

ージ上での視聴、収録DVDの貸出、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリでの受講方法について、周知を行いました。

③研修単位の管理等

今年度も、全会員に対し個別に単位取得状況の通知を1回発送し、「12単位のうち8単位以上は甲類研修により取得するものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない」とする旨の取得単位数に関する取扱い等について周知を行いました。

単位未取得者に対しては、単位制研修単位未取得者に対する指導要領に基づき、会長名の文書にて理由説明を求める通知をし、その求めに応じない会員に対しては同様に理由説明を指示する旨の通知を行いました。

(2) 実践ゼミナール

実践ゼミナールは、登録後概ね5年未満の会員を対象としたグループディスカッション研修です。不動産売買の決済・相続登記・会社設立・役員変更登記等司法書士業務の中でも基本的業務を扱います。経験豊富なチューターの先輩司法書士と一緒に、実務上の細かな注意点やノウハウについてざっくばらんな意見交換や議論を行い、具体的で実践的な知識や倫理を習得することを目的としています。

今年度も、次のとおり2回開催しました。

①日 時： 令和7年11月1日（土）13：30～17：00（参加者35名）

テーマ： 実践ゼミナール「もうおどおどしない！決済“あるある”スタートガイド」～印鑑OK、書類OK、あれ、自分の精神は…？メンタルを守る立会術～

チューター：磯貝勇壽会員、川島芳規会員、細井久史会員、丸井雄介会員、山県太一会員

②日 時： 令和8年2月14日（土）13：30～17：00（参加者39名）

テーマ： 実践ゼミナール「商業登記」～これで良かったっけ！？商業登記～

チューター：池田侑史会員、岩本直也会員、田中真由美会員、長濱勤会員、丸山 洋一郎会員

(3) 新入会員オリエンテーション

新入会員オリエンテーションは、新規登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としています。今年度も、総務部と協働して、次のとおり2回開催しました。

日 時： ①令和7年9月20日（土）9：50～12：30（参加者22名）

②令和8年3月21日（土）9：50～12：30（参加者14名）

テーマ： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講師： ①総務部 中原有思会員 ②総務部 吉田平会員

なお、本研修は一般会員対象の視聴通信研修として本会ホームページに掲載しました。

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会の規則に基づいて実施するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に参加（任意受講と区別する意図で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。

今年度も、次のとおりWeb（Zoomミーティング）1回及び集合3回計4回実施しました。

- 日 程： ①令和7年9月7日（日）（Web）
②令和7年9月28日（日）（集合）
③令和7年10月5日（日）（集合）
④令和7年10月26日（日）（集合）

今年度の受講対象者は255名で、退会者を除く猶予申出者等の欠席者13名については、年次制研修不参加者に対する指導要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡を行いました。

4. 新人研修

(1) 配属フォロー研修

令和6年度司法書士試験合格者を対象に、次のとおり一連の新人研修のフォローを目的とした集合研修会を3回実施しました。

・第1回

日 時： 令和7年4月12日（土）13:00～17:00（参加者27名）

テーマ： ①倫理 本人確認と懲戒 ②賃貸借トラブル

講 師： ①総務部 廣瀬成隆会員、田中近喜会員、②社会事業部 消費者・生活問題対策委員会

・第2回

日 時： 令和7年5月17日（土）13:00～17:00（参加者24名）

テーマ： ①司法書士業務と税務、②隣接土業の業務範囲と業際の考え方

講 師： ①澤木公寛会員、②高山孝治会員

・第3回

日 時： 令和7年7月5日（土）13:00～17:00（参加者26名）

テーマ： ①裁判事務、②成年後見、③修了証交付式、会務紹介

講 師： ①林良樹会員、酒井健会員、②リーガルサポート愛知支部 川上明子会員
③（会長、各部所長、リーガルサポート愛知支部）

(2) 配属研修

令和7年度司法書士試験合格者を対象に、次のとおり合格者ガイダンス・個別面談を行うとともに、配属指導員のもとで行われる実地研修及びこれに先立つマナーや基本的知識に係る集合研修（基礎編1・2）5回を実施しました。また、実地研修に先立ち、配属指導員説明会を1回開催しました。

なお、令和7年度名古屋受験地合格者は69名でした。

「ガイダンス、個別面談」

日 時： 令和7年11月24日（月・祝）10:30～12:00（参加者39名）

「配属研修（集合研修）基礎編1・2」

・基礎編1-1

日 時： 令和7年11月24日（月・祝）13:00～17:00（参加者39名）

テーマ： ①司法書士入門、②不動産登記入門（相続）、③戸籍の読み方（グループ演習）

講師： ①北山海威会員、②鈴木美沙子会員、③チューター 研修所所員

・基礎編1-2

日時： 令和7年11月30日（日）13:00～17:00（参加者38名）

テーマ： ①不動産登記入門（保存・名変）、②不動産登記入門（設定・立会）

講師： ①権利登記法司研究委員会 上村汀会員、②権利登記法司研究委員会 岩田大会員

・基礎編1-3

日時： 令和7年12月7日（日）13:00～17:00（参加者39名）

テーマ： ①商業登記入門（設立・役員変更）、②裁判事務入門

講師： ①岩本直也会員、②民事裁判事務委員会 南明夫会員

・基礎編2-1

日時： 令和8年1月25日（日）13:00～17:00（参加者37名）

テーマ： ①見積（グループ演習）、②倫理 本人確認と懲戒

講師： ①チューター 研修所所員、②総務部 三浦克典会員、田中近喜会員

・基礎編2-2

日時： 令和8年2月1日（日）13:00～17:10（参加者36名）

テーマ： マナー研修 ビジネスコミュニケーション「好感度アップの話し方」

講師： 橋本美穂氏

「配属指導員説明会」

日程： 令和8年1月28日（水）

「配属研修実地」

日程： 令和8年2月2日（月）～令和8年5月8日（金）のうち連続する4週間
（修了予定者31名）

5. その他

以上の各事業についての企画、準備、報告等及び研修単位認定等のため、全体会議5回、会員研修担当者会議3回、実践ゼミナール会議8回、新人研修担当者会議5回、正副所長会議5回を開催しました。また、支部研修担当者との情報共有、意見交換等を目的とした合同会議1回を開催しました。